

# 三重の森林づくり 実施状況報告書

(平成26年度版)

平成27年9月

三 重 県



<b>第1章 トピックス</b> .....	1
I みえ森と緑の県民税を活用した取組がはじまりました.....	2
II 県内初の木質バイオマス発電所が稼働しました.....	3
III 県産材の輸出がはじまりました.....	4
IV 水源地域の森林の保全に関する条例が制定されました.....	5
V 林業の担い手の確保・育成の新たな取組について.....	6
VI 森林整備加速化・林業再生基金の取組状況について.....	7
VII 森林環境教育と森づくり活動をサポートしています.....	8
VIII 林業研究所の取組について.....	9
IX 三重県版レッドデータブックを改訂しました.....	10
X JR名松線の復旧に向けた治山対策の完成について.....	11
<b>第2章 実施状況</b> .....	12
I 基本方針1：森林の多面的機能の発揮.....	13
1 森林の整備及び保全.....	14
(1) 環境林整備の促進.....	14
(2) 生産林整備の促進.....	14
(3) 県行造林地の適切な管理の推進.....	15
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進.....	15
(5) 災害に強い森林づくりの推進.....	16
(6) 野生鳥獣との共生の確保.....	16
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化.....	18
2 森林の区分に応じた森林管理の推進.....	18
(1) 市町等と連携した森林管理の推進.....	18
(2) 森林資源データの整備と情報提供.....	18
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究.....	19
II 基本方針2 林業の持続的発展.....	20
1 林業及び木材産業等の振興.....	21
(1) 森林施業の集約化の促進.....	21
(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進.....	21
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進.....	22
(4) 特用林産の振興.....	22
(5) 効率的な木材生産のための研究.....	23
2 担い手の育成及び確保.....	24
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	24
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化.....	25
(3) 山村地域の生活環境の整備.....	25

# 目次

3 県産材の利用の促進	25
(1) 県産材の新たな販路開拓	25
(2) 県産材利用に関する県民理解の促進	26
(3) 信頼される県産材の供給の促進	26
(4) 木造住宅の建設の促進	26
(5) 公共施設等の木材利用の推進	26
(6) 木質バイオマスの有効利用の推進	28
(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進	28
III 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	29
1 森林文化の振興	30
(1) 新たな森林の価値の活用	30
(2) 森林を活かした連携交流の促進	30
(3) 里山の整備及び保全の促進	31
(4) 森林文化の継承	31
2 森林環境教育の振興	31
(1) 森林の役割に関する県民理解の促進	31
(2) 森林とのふれあいの場の提供	32
(3) 森林環境教育の効果的な推進	33
IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	34
1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	35
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進	35
(2) 幅広い県民参画の機会の創出	35
(3) 身近な緑化活動の推進	35
2 森林づくりの意識の啓発	36
(1) 三重のもりづくり月間の取組	36
V 主な施策と予算	38
参考資料1	40
I 三重の森林づくり条例	41
II 三重の森林づくり条例基本計画2012	45
III 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系	52
IV 用語解説	53

# 第1章 トピックス

# I みえ森と緑の県民税を活用した取組がはじまりました

「災害に強い森林づくり」と併せて「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、県と市町がこの税を活用した新たな森林づくりに取り組みました。

「土砂や流木を出さない森林づくり」に取り組むとともに、県内全ての市町で「暮らしに身近な森林づくり」、「森を育む人づくり」、「木の薫る空間づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組んでいます。

## 平成26年度の取組状況

### 1 県の取組

#### 災害緩衝林の整備と土砂・流木の撤去

流木などが発生する恐れのある溪流を対象に、災害時において緩衝機能を発揮する森林づくりと、溪流内に異常堆積して流出する恐れのある流木や土砂を除去する事業を県で取り組みました。



災害緩衝林整備事業による整備後の状況（大紀町）

### 2 市町の取組（市町交付金事業）

市町が、県からの交付金を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりに取り組み、平成26年度は、29市町が80事業、総交付金額 約2億6,400万円で実施しました。用途としては、里山や竹林の整備、



児童館への木製遊具等の導入（朝日町）

人家裏や道路沿いの危険木の除去など「暮らしに身近な森林づくり」が事業数・事業費ともに一番多く、公

共建築物等の木造・木質化など「木の薫る空間づくり」での取組とあわせると76%となりました。

対策区分別の実施状況

区分	内容	市町数	事業数	交付金	
				(千円)	割合
土砂や流木を出さない森林づくり	溪流内の倒木や流木の除去	2	2	5,844	3%
暮らしに身近な森林づくり	里山や竹林の整備 人家裏や道路沿いの危険木の除去 水源林の公有林化 病虫被害木の伐倒 駆除や防除 など	15	22	105,728	45%
森を育む人づくり	小中学生対象の森林環境教育 市町民対象の木工等の体験 小学校への木製机・椅子の導入 市町民対象の啓発イベントの開催 子ども対象の木製遊具等の配布や導入 など	9	22	37,199	16%
木の薫る空間づくり	公共施設内への木製備品類の導入 地域材を活用した住宅建設の支援 公共建築物等の木造・木質化 など	10	14	72,751	31%
地域の身近な水や緑の環境づくり	保育園の園庭や公園等の芝生化 身近な公園等の森林整備を行う住民活動支援 など	5	5	10,931	5%
ほか、基金積立事業		14	15	31,351	-
合計		29	80	263,804	100%



人家裏の危険木の伐採状況（紀北町）



小学校への木製机・椅子の導入（尾鷲市）

## II 県内初の木質バイオマス発電所が稼働しました

林内に放置された間伐材や造材時に発生する元はね、梢端部などの未利用材を燃料等として活用することは、地球温暖化防止などの環境面だけでなく、新たな雇用創出など、山村地域の活性化にもつながります。

県内では、平成20年度から松阪市嬉野町で木質バイオマスによる熱利用施設が稼働していましたが、平成24年7月から20年間安定した価格で電気を買い取る「再生可能エネルギー固定価格買取制度」が始まったことで、未利用間伐材を燃料とした木質バイオマス発電の採算性が見込めることとなり、平成26年11月に県内初の木質バイオマス発電所が松阪市小片野町で稼働しました。

木質バイオマス発電所の稼働により、今後ますます間伐材などの未利用材が燃料として使われる期待が高まっています。



松阪市で稼働した木質バイオマス発電所

### 1 県内初の木質バイオマス発電所

平成26年11月に稼働した三重エネウッド株式会社の木質バイオマス発電所は、発電規模が**5,800kw**で、約1万世帯が1年間に使う電力を供給することができます。燃料として、間伐材等由来の木質バイオマスを年間**57,000t**使用し、この購入代金約**4億5,000万円**が山村地域に還元されることとなります。

また、生産段階や流通段階で**50人以上**の雇用が生み出されることで、地域の活性化につながっています。

県は、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、発電所建設に対して**15億円**の無利子融資を行ったほか、バイオマス発電所に燃料用チップを供給するウッドピア木質バイオマス利用協同組合のチップ製造工場建設に対しても支援を行っています。

### 2 木質バイオマスの安定供給に向けて

三重エネウッド株式会社に続き、平成28年夏の稼働を目指して、多気町や津市でも木質バイオマス発電所の建設が進んでいるほか、市町や民間企業でも木質バイオマスを活用する計画が検討されているなど、県内における木質バイオマス需要は急激に高まっており、安定的な供給が課題となっています。

県は、三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会に参画して燃料用チップの水分基準などの品質・規格の統一等の課題について協議するとともに、間伐材などの木質バイオマス供給に向けた普及・指導を行う「木質バイオマス推進員」の活動や搬出用機械の導入などについて支援を行うほか、地理的に不利な東紀州地域からのチップ原料の運搬に対して支援するなど、木質バイオマスの安定供給に向けた取組を進めています。



チップの原料となる木質バイオマス

※三重木質バイオマスエネルギー利用推進協議会  
県内の林業、木材産業団体、原木市場、発電事業者のほか、**9つ**の地域林業活性化協議会など**27団体**で構成されており、オブザーバーとして三重県、近畿中国森林管理局三重森林管理署、(独)森林総合研究所森林農地整備センター津水源林整備事務所が参画しています。

## Ⅲ 県産材の輸出がはじまりました

中国等における木材需要の増加等を背景に、平成25年頃から九州などからの木材の輸出が急速に増加していましたが、三重県においても、平成27年2月9日に四日市港から韓国の釜山港に向けて、初めてとなる県産材の輸出が行われました。



輸出用の原木が積込まれたコンテナ

県は、これまで三重県農林水産物・食品輸出促進協議会に林産部会を設置して、森林組合や林業者等に対して木材輸出に関する研修会を開催するなど、県産材の輸出の実現に向けた取組を進めてきました。

また、木材販売事業者である株式会社インベスや、四日市港でコンテナへの原木の積み込みや運搬などを行う港湾運送事業者である日本トランスシティ株式会社と木材輸出に関する意見交換を行うとともに、県産材原木の供給元となる県内の森林組合を紹介するなど、輸出の実現に向けた取組をサポートしてきました。

こうした取組により、今回、大紀町の大紀森林組合が伐採、搬出したヒノキの原木を含む県産材原木45m<sup>3</sup>の輸出が行われることになりました。

また、平成27年2月22日と3月19日には、台湾に向けて国有林からのスギ原木208 m<sup>3</sup>の輸出も行われています。

三重県産のヒノキは年輪が細かく、色が良いことから、韓国では内装材として使われる予定です。

今後も、県産材の新たな需要の拡大を目指して、輸出用の県産材原木の供給体制の整備を進めていきます。



四日市港での原木の積み込み状況



四日市港での原木の積み込み状況

### ※ 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会

「みえ国際展示に関する基本方針」及び国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえ、県内の食品関係団体、企業等と県が一体となって県産物の輸出拡大を推進する目的で平成26年3月20日に設立

## IV 水源地域の森林の保全に関する条例が制定されました

### 1 経緯

本県の水源地域の大部分を占める森林は県土の64%を占め、その内の82%が私有林となっています。一方、所有森林が10ha未満の小規模な林家が全体の約9割を占め、林業の採算性の悪化による所有森林への関心の低下や、森林境界の不明確な森林の増加などにより、管理が不十分な森林の拡大が懸念されています。

また、他の道県では外国法人等による目的が不明確な森林の取得事例もみられるなど、水源地域の森林の保全管理に懸念が高まっており、平成27年4月現在16道県において森林売買等を行う際の事前届出制度を柱とする条例が制定されています。

### 2 三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会の開催

そこで、本県においても水源地域の森林の保全の在り方について調査審議するため、平成26年7月に「三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例」を制定し、平成26年7月25日から平成27年2月17日までの約8ヶ月間、5回にわたり検討委員会を開催しました。その結果、平成27年2月18日に「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」を制定することが適当であるとの答申がなされました。

### 3 三重県水源地域の保全に関する条例の制定

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会による答申を受け、平成27年6月3日に三重県水源地域の保全に関する条例案を三重県議会（6月定例会）に提出し、環境生活農林水産常任委員会及び本会議にて審議の結果、平成27年6月30日に可決、制定されました。

### 4 三重県水源地域の保全に関する条例の概要

#### (1)目的

水源地域の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにし、

適切な造林、保育等の森林整備の推進や、特定水源地域における保安林の指定の推進及び森林の公的管理の促進などの基本施策を定め、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図ることを目的としています。

#### (2)水源地域及び特定水源地域の指定

知事は、民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能が高いとされる森林を含む地域を大字単位で「水源地域」に指定します。

また、水源地域のうち、公共用水源の取水地点上流や、水道事業への水の供給を目的に設置されたダムの上流部の集水地域を市町からの提案により「特定水源地域」に指定します。

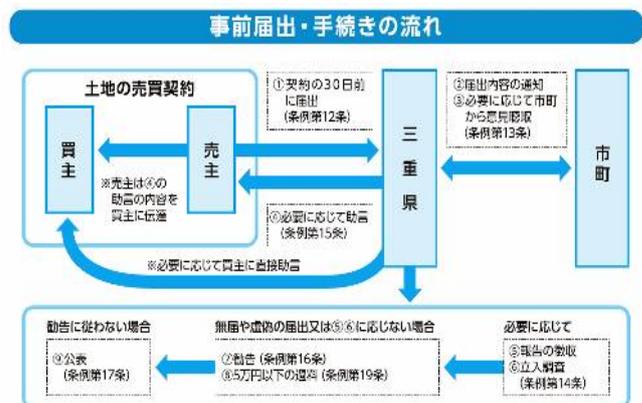
#### (3)土地の所有権の移転等の事前届出制度

土地所有者等は、水源地域内の土地の売買契約を締結しようとするときは、30日前までに知事に届け出なければなりません。

また、その際に知事は届出者に対し必要な助言を与えるとともに、報告又は資料の提出を求め、職員に立入調査をさせることができます。

さらに、無届や虚偽の届出、又は報告の徴収や立入調査に応じない者には、勧告や5万円以下の過料及び氏名の公表といった罰則が設けられています。

なお、土地の所有権の移転等の事前届出制度については、平成28年1月1日から施行されます。



事前届出制度と助言等の措置に関するイメージ図

## V 林業の担い手の確保・育成の新たな取組について

平成26年度は40名の新規就業者が新たに林業の職場で活躍することになりました。

県は、このような林業の担い手の確保・育成のために様々な取組を行っています。

### 1 みえチェーンソー技術競技大会

林業従事者の作業技術及び労働安全の向上と相互の交流を図ることによる、意欲と定着向上の促進を目的に、津市美杉町において、県内では初めてのチェーンソーの技術競技大会『2014みえチェーンソー技術競技大会～in神去村～』を開催しました。

県内の認定林業事業体から8チーム24名の参加があり、普段の林業作業現場で培われたチェーンソー技術を競いました。

今回は、県内で初めてということもあり世界伐木チャンピオンシップの正式ルールを参考に、3種目の県独自の競技に絞り、チェーンソー技術を競った結果、大紀森林組合が優勝の栄冠に輝きました。



枝払い競技に挑戦する出場者

### 2 PR動画「三重の林業 ～森林で働きませんか?～」

県、林業事業体及び日生学園第二高等学校（現、青山高等学校）放送部でワーキンググループを構成し、林業就業希望者向けのPR動画『三重の林業 ～森林で働きませんか?～』を制作しました。

高校生の目線により、半年間にわたって林業の様々な場面を取材・撮影し、編集しています。

林業事業体の職員による「林業とは何か」、「森林施業について」、「仕事のやりがい」や「林業の魅力や厳しさ」を伝えた内容となっています。完成したPR動画

は、動画投稿サイトYouTubeで公開しているほか、イベントなどでも上映しています。

URL:<https://youtu.be/IT4-eIkOcD0>



PR動画『三重の林業～森林で働きませんか?～』の画面

### 3 森びと養成講座「森つなぎプロジェクト」

イオン株式会社、NPO法人みやがわしんせんぐみ森選組、県の三者が連携して、森びと養成講座「森つなぎプロジェクト」を実施しました。「森つなぎプロジェクト」では、森林資源の持続的な利用を通じて、森と暮らしを守りたいという想いのもと、三者が協力して、林業後継者の育成を目指します。

大台町を会場に約半年間、セミナーや実技研修、ワークショップ、フィールドワークのカリキュラムを通し、人と森を繋ぎ、新しい価値を生み出せる林業担い手を養成しました。



間伐実習に取り組む参加者

このように、企業、NPO、行政が連携して林業の担い手の研修を行うことは県内で初めての取組です。

今後とも地域を支える人材の確保・育成に向けた取組を一層広げていきます。

## VI 森林整備加速化・林業再生基金事業の取組状況について

森林整備加速化・林業再生基金事業は、路網の整備、高性能林業機械の導入等により、搬出間伐を促進するとともに、木材の安定供給体制の構築と地域材の利用を促進するため、木材加工流通施設、木質バイオマス利用施設、木造公共施設等の整備を進めています。



木材加工流通施設等整備（全自動耳摺機：松阪市）



木材加工流通施設等整備（木材乾燥機：松阪市）



高性能林業機械等の導入（タワーヤーダ：大台町）

平成26年度においては、林内路網16,140m、森林境界の明確化1,573ha、高性能林業機械4台、木材加工流通施設9施設、木造公共施設13施設等を整備しました。

（平成26年度の事業量）

事業区分	事業量
林内路網整備	16,140m
森林境界明確化	1,573ha
高性能林業機械	4台
木材加工流通施設等整備	9施設
木造公共施設等整備	13施設
木質バイオマス利用施設等整備	1施設
地域材利用開発	3件
地域材新規用途導入促進支援	4件



木造公共施設等整備（保育園 外観：南伊勢町）



木造公共施設等整備（保育園 外観：熊野市）

## Ⅶ 森林環境教育と森づくり活動をサポートしています

平成26年4月に導入した「みえ森と緑の県民税」では、『災害に強い森林づくり』と併せて『県民全体で森林を支える社会づくり』を取組の基本方針としており、森林を支える社会づくりを進めるうえで「森を育む人づくり」を主要な対策に位置付け、県と市町が連携して森林環境教育や森づくり活動を推進していくこととしています。

県は、その促進を図るため、地域や学校等が取り組む森林環境教育を総合的にサポートするための指導者の育成や学校等での活動支援等を行いました。

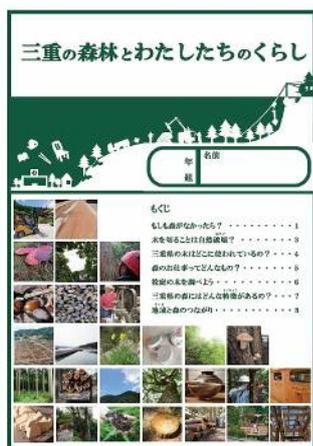
### 1 森林環境教育関係

#### (1) 指導者の育成

- ・ 高度な知識、技術を有する“森のせんせいリーダー”養成講座（森林インストラクター養成講習）の実施
- ・ 知識、技術の習得状況に応じた各種講座の段階的な実施（知識編、技術編・実践編）
- ・ 森づくり体験会の実施（林業作業）

#### (2) 学校等での活動支援

- ・ 教職員を対象とした研修の実施（教育委員会共催）
- ・ 小学5年生社会科教科書副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」の配布



小学5年生社会科教科書副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」

※県内各地域の森林等に関する事例を取り上げて、子どもたちに関心をもってもらえる内容としました。

- ・ 「森林環境教育活動事例集」の配布
- ・ 幼児から高校生までを対象とした森林フォトコンテストの開催
- ・ 学校等での出前授業の実施



森林環境教育出前授業の開催（津市立明合小学校での竹を使ったスタードームづくり）

### 2 森づくり活動関係

森づくり活動者の育成・支援

- ・ 基礎的な知識・技術の習得、安全管理の向上をはかる初心者講習の実施
- ・ 森林管理の実践的な技術の習得をめざすスキルアップ研修の実施（標準地調査、密度管理、森林測量）
- ・ 刈り払い機・チェーンソーの安全教育研修の実施
- ・ 測量器具等の貸出



スキルアップ研修（四日市市内で開催した森林測量の様子）

### 3 森づくり推進員の配置

地域で行う森林環境教育や森づくり活動を円滑に進めるため、県の窓口として地域の取組をサポートする「森づくり推進員」を平成26年度からみどり共生推進課に配置しました。森づくり推進員は、市町や学校、指導者、活動の受入施設、森づくり活動団体等との連携、調整をはかるほか、各種相談対応や普及啓発、活動のコーディネートなどを行っています。

## Ⅷ 林業研究所の取組について

平成26年度における林業研究所の取組については、オオイチョウタケの人工栽培技術やシカによる樹皮剥ぎ被害防除技術の開発を進めるとともに、少花粉スギの種子を生産し、配布を行いました。さらに下記の3件の成果を得ましたので紹介します。

### 1 新しい森林管理システムe-forestの開発

成熟期を迎えた人工林の管理と資源利用を効率的に推進するためには、森林資源の現況を把握し、それに応じた施業方針を決定して、森林管理計画を流域単位で策定する必要があります。

この管理計画策定時に必要な情報を森林状況に応じて提供できる「森林管理支援システム e-forest」を開発しました。

開発した森林管理システムでは、調査に基づく森林情報データベースや森林簿などを取り込み、これをもとに森林の現況（直径、樹高、蓄積量など）、施業方法に応じた将来の森林の状態や搬出コスト予測結果を、平面図とともに表示することができます。

開発したシステムを大台町の現地で試用し、間伐材積、搬出材積等の推定を行ったところ、概ね適合することを確認しました。

### 2 搬出間伐における収穫コスト予測システムの開発

本研究は、三重県内の集約化団地で行われる搬出間伐を対象に、作業条件や選択機械から生産性やコストを予測する技術の開発を目的に行いました。

県内の主要な作業システムは、①チェーンソー伐倒→グラップルウインチによる地曳き集材→チェーンソー造材、②チェーンソー伐倒→グラップルウインチによる地曳き集材→プロセッサ（ハーベスタ）造材、③チェーンソー伐倒→スイングヤードによる簡易架線集材→プロセッサ（ハーベスタ）造材の3種類でした。

この3種類のシステムを構成する5つの作業工程（チェーンソー伐倒、チェーンソー造

材、プロセッサ造材、単胴ウインチによる地曳き集材、スイングヤード簡易架線集材）について、ビデオカメラを使用した時間観測調査を行ない、傾斜や樹種といった作業条件との関係を明らかにし、作業時間算出のためのモデル式を作成しました。

作成したモデル式を使用して、作業時間と生産性やコストを推定するシステムをエクセルファイルで作成しました。今後は事業体等の意見を聞きながら改良を行っていきます。

### 3 高周波を用いた効率的な木材乾燥技術の確立

近年、建築基準法の改正、高気密住宅の普及に伴い、住宅に用いる構造用材に対しては、品質の確かな乾燥材が求められるようになってきました。一方、県内における森林資源量は年々増加の一途にあり、丸太生産においては、従来 of 柱取り丸太の生産から、梁桁サイズが採れる中大径丸太の生産へとシフトしてきています。

こうしたことを背景に、本県の主要樹種であるスギの梁桁材としての利用を促進させるため、県産スギ平角材を用いて、蒸気式乾燥機による高温セットと中温を組み合わせた乾燥方法に、高周波（電磁波）を併用した複合式乾燥の研究に取り組み、短い乾燥期間で、かつ表面割れ及び内部割れの発生が少ない、効率的な乾燥方法を明らかにしました。

また、複合式により乾燥させたスギ平角材の曲げ強度試験を実施し、曲げ強度が、国土交通大臣が定める無等級材の基準強度を満たしていることを確認しました。



蒸気高周波複合式乾燥試験

## Ⅸ 三重県レッドデータブックを改訂しました

三重県では、野生動植物の保護・保全のために活用される「三重県レッドデータブック2005」を平成18年3月に発刊しましたが、野生動植物種の生息・生育状況の最新の知見を反映するため、県内外の専門家による協力のもと、平成23年度から専門家による検討や県民からの意見募集等を行い「三重県レッドリスト(2014年版)」を平成26年7月1日に公表しました。

その後、同リストに掲載された生物の生態、生息・生育状況、減少の要因、保全対策などの詳細な情報を記載した書籍として「三重県レッドデータブック2015」を平成27年3月に発刊しました。

### 1 「三重県レッドデータブック2015」の概要

改訂前のレッドデータブックと比較すると、掲載種は1,483種から259種増加し、1,742種となっています。

また、絶滅のおそれのより高いカテゴリーに変更になった種も227種あります。県内外の専門家による調査や研究によって、県内の野生生物の生息・生育状況に関する知見の蓄積が進んだことありますが、県内の野生生物のおかれている状況はさらに厳しくなっていると考えられます。

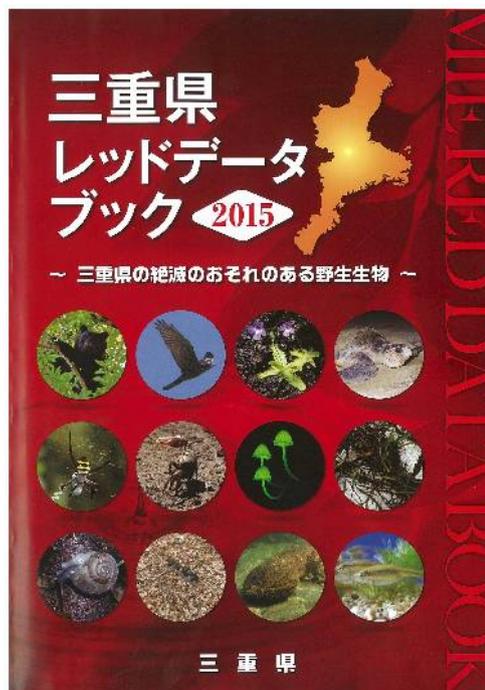
特に、水生昆虫の生息環境の減少、外来魚等による捕食、シカによる食害の影響等により、新たに選定された種や上位のカテゴリーに変更された種の増加につながりました。

### 2 今後の活用

広く県民の皆さんに普及し、絶滅のおそれのある野生動植物種の保全に対する理解を深めるため、県内の博物館や図書館等に寄贈し閲覧を可能にするとともに、大学、高校にも配布しました。

また、県内各市町の環境部局、教育委員会及び県の各事業担当部局、事務所に配布し、今後の事業における生物多様性保全に向けた配慮のために活用してもらいます。

なお、みどり共生推進課のホームページ(みえの自然楽校)においてもPDF版を公開しています。



三重県レッドデータブック2015

(カテゴリー別の掲載種数)

	絶滅 (EX)	野生絶滅 (EW)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧種 (NT)	情報 不足 (DD)	掲載 種数 合計
			絶滅危惧 I A類 (CR)	絶滅危惧 I B類 (EN)	絶滅危惧 II類 (VU)	小計			
改訂後	67	2	258	389	453	1,100	380	193	1,742
改訂前	52	1	168	316	369	853	264	313	1,483

## X JR名松線の復旧に向けた治山対策の完成について

平成21年10月の台風18号によって、津市美杉町では、総雨量415mm、時間最大雨量92mmと記録的な豪雨を観測し、JR名松線は、家城～伊勢奥津間が大きな被害を受けました。

JR名松線の復旧に向け、平成22年1月に津市自治会連合会から約11万6千人分の署名が東海旅客鉄道株式会社（JR東海）などに提出されました。

これを受け、JR名松線の運行再開に向け、平成23年5月に「県は、鉄道の安全運行を確保するよう必要な治山事業を行う。

（事業概要）

事業名	箇所数	事業期間	事業費
JR名松線関連緊急治山事業 他	19箇所	平成21年度～平成26年度	4億7,100万円

津市は、鉄道施設周辺の水路整備事業を行う。東海旅客鉄道株式会社は、県、津市の対策事業の完了に合わせ鉄道施設の復旧工事を完了し、運行を再開する。」という内容の協定書を三者で締結し、事業を実施してきたところ、県での治山事業は、平成27年3月末をもって予定どおり完了しました。

今後、津市が水路整備を行い、東海旅客鉄道株式会社が鉄道施設の復旧工事を完了し、平成28年春に全線の運行を再開する予定です。



被災状況



谷止工（県）、流末水路（津市）



土留工（県）



谷止工（県）

## 第2章 実施状況

## I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

### 【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成26年度	目標		
		平成26年度	平成27年度	平成37年度
間伐実施面積 (H18からの累計)	70,698ha	75,000ha	84,000ha	140,000ha
〔平成26年度実績〕	〔4,623ha〕			

※目標値は2006年度(平成18年度)以降の間伐実施面積の累計としました。

### 【平成26年度評価】

平成26年度は造林事業、森林環境創造事業、治山事業、環境林整備治山事業などにより、**4,623ha**の間伐等が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計は**70,698ha**と、目標としていた**75,000ha**を達成することができませんでした。

「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換により、間伐材の搬出は進んだものの、搬出間伐の実施には技術等を要し、経費も掛かることに加え、森林整備加速化・林業再生基金事業において間伐が対象外になったことや、治山事業や森林総合研究所森林整備センターによる水源林造成事業による間伐等実施面積が減少したことなどの要因により、平成26年度の単年度の実績は低位にとどまりました。

平成27年度は、間伐実施面積の増加を図るため、引き続き、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を促進します。また、木質バイオマス発電所への原木需要が本格化し、これらの需要が林業の下支えとなることから、森林組合等林業事業者が森林所有者等に施業提案を行い森林整備に対する意欲向上を図る取組を進めます。



# I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

## 1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

### (1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適確な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度の環境林整備は、森林環境創造事業及び環境林整備事業により、植栽1ha、間伐1,481ha、下刈 45haを実施しました。森林環境創造事業の平成13年度からの着手面積の累計は12,174haとなり、計画面積15,400haの79.1%の進捗状況となっています。

また、認定林業事業者が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う地区森林

管理協議会も20市町に設置されています。

間伐は、治山事業397ha、環境林整備治山事業30ha、市町単独事業等その他197haを含め2,105haを実施しました。

#### 【地区森林管理協議会設置状況】

##### 地区森林管理協議会設置市町

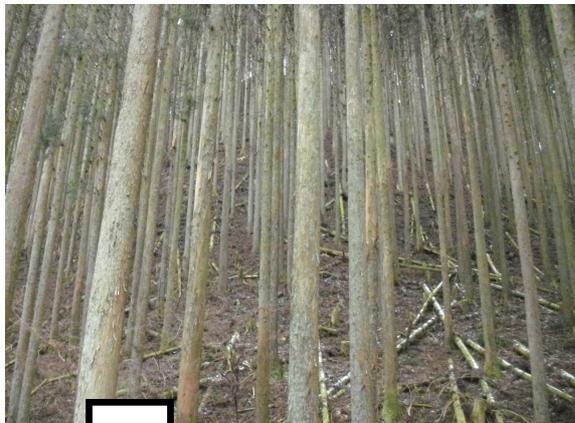
鈴鹿市、亀山市、いなべ市、津市、松阪市  
多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町  
大紀町、度会町、志摩市、伊賀市、名張市  
尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

### (2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

#### 環境林整備のイメージ



間伐放置林



整備された生産林



針広混交林



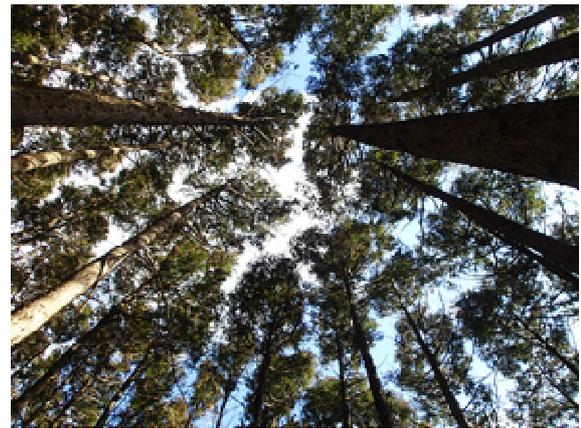
生産林における間伐材の搬出状況

# I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

## 【平成26年度の取組】

平成26年度の生産林整備は、国補造林事業により間伐及び保育間伐1,124ha、植栽71ha、下刈165ha、枝打ち23haなど、また県単造林事業により間伐及び保育間伐346ha、植栽21ha、下刈23ha、枝打ち5ha等を実施しました。

間伐は、治山事業200ha、森林整備加速化・林業再生基金事業69ha、森林農地整備センター438ha、市町単独事業等その他341haを含め2,518haを実施しました。



三瀬谷県行造林(大台町)

## (3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

## 【平成26年度の取組】

平成26年度は、県内14市町34ヶ所で地上権設定した県行造林地3,490haで、6haの間伐を実施しました。

県行造林種類別契約状況（平成27年3月末現在）

県行造林の種類	契約件数	面積 (ha)	契約期間	分収率 (県：所有者)
模範林	12	1,015.25	M39~H75	9:1, 5:5, 6:4
大札記念林	5	481.65	S 5~H72	5:5
紀元2600記念林	10	622.98	S25~H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28~H56	5:5
皇太子殿下御成婚記念	6	261.41	S37~H58	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41~H67	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52~H72	6:4
計	51	3,489.91		

## (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度を適正に運用することにより、森林の適正な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

三重県における保安林の指定状況

区分	面積 (ha)	比率
水源かん養	79,311	59.0%
土砂流出防備	41,997	31.3%
土砂崩壊防備	170	0.1%
防風	173	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※11,933	8.9%
風致	79	0.1%
計	134,370	

※保健保安林は、兼種10,527haを含む。

## 【平成26年度の取組】

平成26年度には、県内の保安林指定面積は607ha増加し、平成26年度末現在、県内の森林面積の約33%にあたる123,843haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、平成26年度に8件、75haを許可しています。

## I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



水源涵養保安林（亀山市）



防風保安林（御浜町）

### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しているところです。平成26年度末現在、山腹崩壊危険地区2,004地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区1,994地区となっています。平成26年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は50.6%となりました。

平成26年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施しました。

また、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐) 598haを実施しました。

### (6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成25年度の野生鳥獣による林業被害額は2億5,600万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約95%を占めています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成26年度は新植地等へ防護柵を39,863m設置しました。（造林事業：34,347m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：5,516m）



植栽地への防護柵の設置（松阪市）

このほか、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業では、植栽3ha、更新伐等を102ha実施しました。

## I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）第3期」に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

一方、平成26年度の狩猟登録者数は3,190人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

林業研究所では、効率的なシカ被害対策を実施するために、ニホンジカによる樹皮剥ぎ被害が発生しやすい環境を予測するモデルの開発に取り組みました。開発した樹皮剥ぎ被害発生予測モデルをもとに、樹皮剥ぎ被害発生予測図を作成しました。また、低コストで樹皮剥ぎ被害を軽減するための新たな資材設置方法を考案しました。

再造林放棄地において広葉樹林が成立するための条件を抽出するとともに、効率的に再造林を図るための手法として、小面積柵の設置と下刈り省略を組み合わせる技術を開発しました。

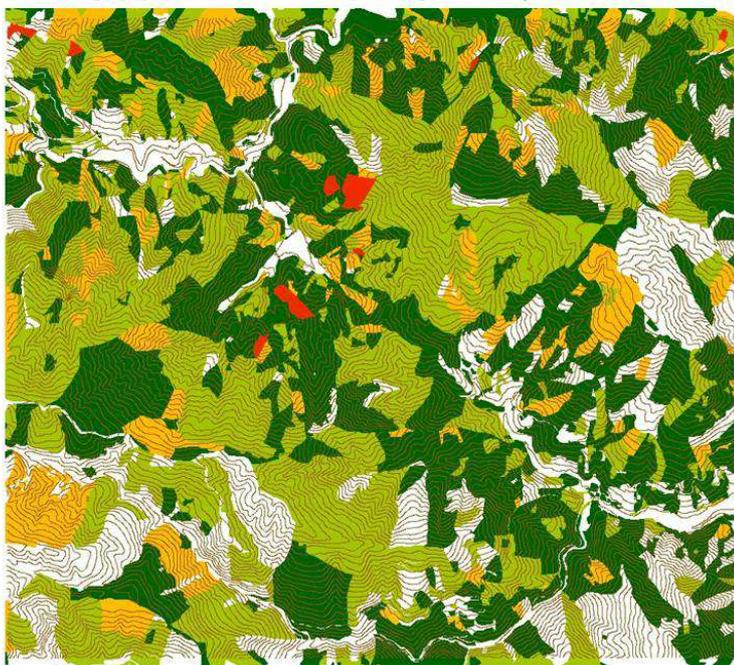


低コスト型の樹皮剥ぎ被害軽減資材



小面積柵と下刈り省略を組み合わせた再造林手法

### 剥皮害発生予測図（スギ・ヒノキ）



本数被害割合

■ 0.15～

■ 0.10～0.15

■ 0.05～0.10

■ 0 ～0.05

白抜き:スギ・ヒノキ  
以外

森林簿の小班単位  
で解析

# I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

## (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ適確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を22.9ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を12.3m<sup>3</sup>実施しました。

### 松くい虫被害及び林野火災発生状況

区 分	松くい虫		林野火災	
	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	件数	面積 (ha)
平成22年度	992	3,122	33	2
平成23年度	946	2,821	43	21
平成24年度	954	2,840	21	1
平成25年度	823	2,528	48	2
平成26年度	758	2,572	46	2

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

## 2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

### (1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、平成27年度の北伊勢森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて調査を実施しました。

### 平成26年度以降に地域森林計画を樹立する森林計画

区分	森林計画区名	対象市町
平成27年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
平成28年度	伊賀	伊賀市、名張市
平成29年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成30年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

### (2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、森林GISの森林資源データの整備を進めるとともに、市町が整備した森林GIS等へ森林資源情報の提供を行いました。また、森林施業の集約化に取り組む林業事業者へ森林資源情報の提供を行いました。

## I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

### (3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

過密人工林の林床に下層植生を生育させ、林地からの土砂流亡などを抑制するためには、間伐により林内照度を改善することが重要です。

昨年度までの研究から、ヒノキ人工林内の照度推定には、①収量比数 $Ry$ を用いる方法、②樹冠投影面積から求められる樹冠閉鎖度を用いる方法が有効であることが明らかとなりましたが、現地調査における労力を要さず、通常の毎木調査の測定項目である樹高 $H$ と本数密度 $\rho$ から求めることが可能な収量比数 $Ry$ を密度管理指標として森林管理モデルの検討を行いました。

過密人工林において水資源の利用効率を向上させる条件を満たす林内相対照度は、過去の報告などから10～20%程度と

考えられ、この照度を確保するための森林管理を行う必要があります。これまでにヒノキ人工林において測定したデータから、 $Ry$ と林内相対照度 $RI$ の関係を求めたところ、両因子の関係は下式に示す $Ry$ の3次多項式によりモデル化することができました。

$$RI = 67.007 Ry^3 - 23.571 Ry^2 - 141.169 Ry + 100.000$$

上式を用いれば、相対照度10～20%を目標とする場合、収量比数 $Ry$ は、0.6 ( $RI=21\%$ に相当)～0.7 ( $RI=12\%$ に相当)を目標として管理を行えば良いこととなります。

そこで、この式と、システム収穫表を用いてこれらの関係を考慮した森林管理シナリオを作成しました。その一例を表-1に示します。

表-1 ヒノキ人工林における管理シナリオの例

	林齢 (年)	収量 比数 $Ry$	平均 樹高 (m)	立木 密度 (本/ha)	推定 相対照度 $RI$ (%)
初期(間伐前)	40	0.90	15.0	2215	2.71
第1回間伐	40	0.60	15.0	665	21.23
10年後間伐前	50	0.68	17.2	665	14.30
第2回間伐	50	0.60	17.2	505	21.20
10年後間伐前	60	0.66	19.1	505	15.77
第3回間伐	60	0.60	19.1	410	21.13
10年後間伐前	70	0.65	20.7	410	16.80
第4回間伐	70	0.60	20.7	350	20.92

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

### 【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成26年度	目標		
		平成26年度	平成27年度	平成37年度
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	315,000m <sup>3</sup>	369,000m <sup>3</sup>	402,000m <sup>3</sup>	498,000m <sup>3</sup>

※実績値は木材需給報告書等から県が調査したデータです。

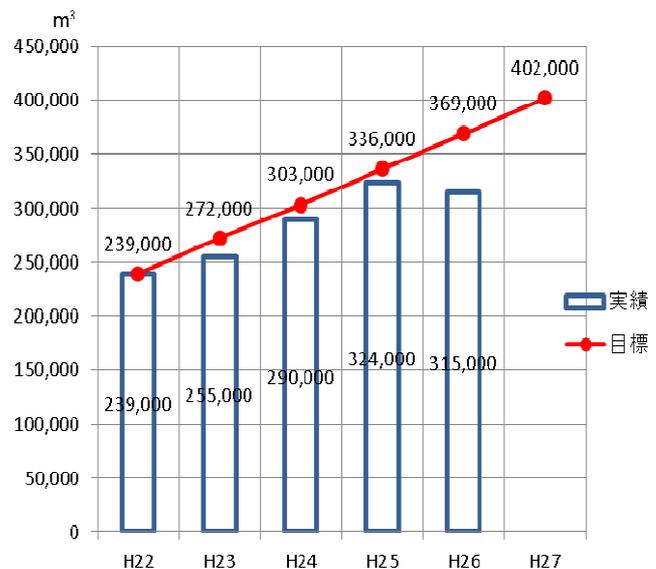
### 【平成26年度評価】

平成26年度は、森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐の促進、「三重の木」認証事業者等が行うPR活動や、「あかね材」を利用しPRするパートナー企業の取組への支援等を行いました。指標の「県産材の素材生産量」の実績は31万5千m<sup>3</sup>にとどまり、目標の36万9千m<sup>3</sup>を達成することはできませんでした。

施業の集約化や、路網整備等により搬出間伐の生産性の向上に取り組んでいますが、低い木材価格の中では収益が得にくいことや、植栽から伐採までの長期にわたる育林経費を賄えないため、森林所有者の伐採意欲が向上しないことが大きな要因と考えられます。

平成27年度は、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化に引き続き取り組むとともに、再造林及び育林の経費を低減するための低コスト造林を進めることにより主伐を促進し、素材生産量の増大を図ります。また、平成26年度に県内で初めて操業を開始した木質バイオマス発電所への木質チップの安定供給や、県内外の製材工場等へのシステム販売に取り組みます。さらに、公共建築物等の木造・木質化、木材の輸出やCLT等、県産材の需要拡大に向けた取組を進めます。

指標：県産材素材生産量



## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

### 1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

#### (1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

##### 【平成26年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るため、林業普及指導員が主となり、森林所有者や林業事業体に指導を行いました。また、平成26年度より新たに区域計画が追加されたことから、制度の適切な運用について指導を行いました。

この結果、平成26年度末時点での森林経営計画の作成面積は**41,662ha**となりました。

#### 森林経営計画の作成面積

管内	作成面積 (ha)			計
	林班計画	区域計画	属人計画	
四日市	1,425	49	410	1,884
津	1,151	590	1,169	2,910
松阪	4,619※	3,352	6,298	14,016
伊勢	2,072※	-	6,549	8,619
伊賀	725	164	301	1,190
尾鷲	1,236	225	6,495	7,956
熊野	810	-	4,277	5,087
計	12,038	4,380	25,499	41,662

※区域計画又は属人計画との重複があるため、面積の合計は合致しません。

#### (2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

あわせて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化や今後さらに需要の拡大が見込まれる木質バイオマス需要等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

##### 【平成26年度の取組】

平成26年度は林道事業により、林道開設**10**路線**16**工区の路網整備を実施しました。



林道開設 浅谷越線(熊野市)

また、平成23年の紀伊半島大水害で被災した**271**箇所<sup>\*</sup>の復旧を完了しました。



林道高代山・大井川線 被災状況(熊野市)

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



林道高代山・大井川線 復旧状況（熊野市）

さらに、がんばる三重の林業推進事業により、29団地（2,599ha）を設定し、706haの間伐等を実施し、39,231m<sup>3</sup>の間伐材等を搬出するとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業により、林内路網16,140mの開設、高性能林業機械4台の導入を進め、搬出コストの低減を図りました。

団地設定及び利用間伐の実施状況

協議会名	団地数	団地面積 (ha)	間伐等面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )
鈴鹿	5	186	32	2,495
中勢	1	46	146	13,327
松阪・宮川	15	1,086	253	13,111
いせしま・大紀	5	448	204	7,614
伊賀	0	0	15	580
尾鷲	1	33	26	355
くまの	2	800	30	1,749
計	29	2,599	706	39,231



高性能林業機械の導入（プロセッサ：大紀町）

### (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図っています。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、森林整備加速化・林業再生基金事業等を活用し、間伐材等加工流通施設（全自動耳摺機等）の整備に助成しました。

### (4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこのなどの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供しています。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めています。

#### 【平成26年度の取組】

「みえの食フォーラム平成26年度三重県栄養改善大会」において、はたけしめじの試食品及びパネルを出展して普及啓発を行いました。



ハタケシメジ出展状況

林業研究所では、きのこ生産にかかるコスト削減を目指して、比較的高温条件下で栽培可能な商品性の高いきのことして、タモギタケ、ウスヒラタケの栽培試験に取り組み、培養期間と発生量の関係を明らかにしました。

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



タモギタケの発生状況

また、特許出願を行った空調施設を利用したオオイチョウタケの人工栽培法について、発生の諸条件を解明するとともに、栽培期間を短縮する方法について検討を行いました。



空調施設を用いたオオイチョウタケの栽培状況

### (5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業の省力化、効率化に関する研究に取り組んでいます。

#### 【平成26年度の取組】

施業の集約化を進めるうえで、森林所有者との合意形成を図るため、事前に施業地内の生産性や伐出コストをある程度把握する必要があります。そのような施業提案における事前の作業を省力化するため、搬出間伐において作業現場の条件（傾斜、樹種、胸高直径等）から生産性や伐出コストを計算できる収穫コスト予測システムの開発を行いました。

また、効率的な搬出間伐を行うためには現場に合った機械選択が必要です。そこで、現在国内で製造販売されている集材機械の集材距離や牽引力等を比較検討できる表を作成しました。



スイングヤーダとプロセッサの集材システム

育林コストの大部分を占める初期保育コストの低減技術を開発するため、平成22年度より植栽密度、下刈り実施の有無、獣害防護柵の有無別の試験区に、初期成長が優れた系統を含んだヒノキ苗を植栽した4試験地を設定して、成長経過を調査しています。

地拵え直後に獣害防護柵を設置してヒノキを植栽すれば、無下刈りでもヒノキ植栽木は雑草木に負けることなく成育している試験地もあります。

また、ススキがヒノキより大きく繁茂するところでは、獣害防護柵を設置していない場所でも、シカによる食害をあまり受けずに成育しており、雑草木の種類によっては、シカ被害を軽減できる可能性もあると考えられます。



無下刈り区で成長するヒノキ植栽木

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

### 2 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

#### (1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また 集約化施策を推進し木材の安定供給体制を構築するため、森林施業プランナー、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター等の人材育成を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促すため、林業体験活動を6校で実施したほか、公益財団法人 三重県農林水産支援センターと連携して新規就業者セミナーを開催しました。

また、林業技能士育成研修（18.5日間）を実施し、8名の研修生が林業に必要な基本的な技能・資格を習得しました。

平成26年5月10日から全国上映された映画「WOOD JOB!～神去なあなあ日常～」の公開に合わせた広報活動や、林業就業者向けのPR動画の制作などにより、林業の担い手確保に向けた情報発信を行いました。

新規林業就業者数の推移

区分	人数
平成17年度	23
平成18年度	29
平成19年度	45
平成20年度	59
平成21年度	63
平成22年度	84
平成23年度	41
平成24年度	42
平成25年度	41
平成26年度	40

林業労働災害防止のため、作業現場の巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成26年の本県での死亡災害はありませんでした。また、休業4日以上の被災者数は44名で、平成25年に比較して3名減少しました。

林業労働災害の状況

区分	被災者数（人）	うち死亡（人）
平成17年	103	1
平成18年	84	2
平成19年	72	1
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0
平成24年	70	2
平成25年	47	2
平成26年	44	0

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

### (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・強化するため、経営支援や機械化の促進等による経営の改善や基盤強化を進めます。また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の確保を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

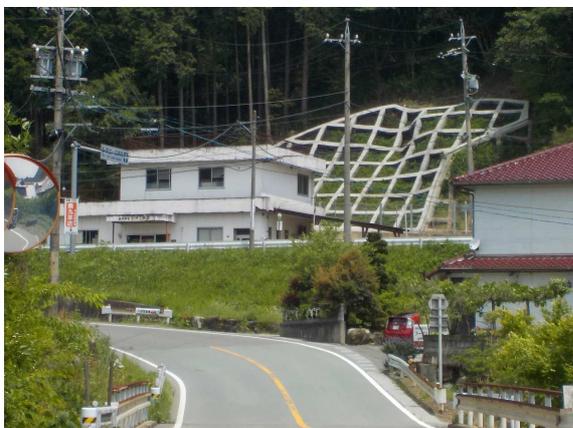
平成26年度末現在、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は、47の事業体が認定されています。

### (3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



治山事業 復旧状況(津市白山町)



治山事業 復旧状況(津市榊原町)

### 3 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

#### (1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、原木の輸出や住宅以外の木材利用など、新たな県産材製品等の需要拡大に取り組みます。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、東京で開催された「ジャパン・ホーム&ビルディングショー」や、大阪の「住まいの耐震博覧会」などに三重県ブースを設置し、木材関係団体等と連携して「三重の木」認証材等のPRを行うなど、県産材の販路開拓に取り組みました。

また、製材工場や内装材メーカーを会員として、内装材新商品の開発と普及に取り込む新たな組織が9月に設立され、品質の統一による信頼性の確保や新たな需要拡大に取り組みました。



首都圏イベント  
(ジャパン・ホーム&ビルディングショー)

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



首都圏イベント  
(ジャパン・ホーム&ビルディングショー)



木づくり交流会（三重テラス）

### (2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や、森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、住宅や商業施設に「あかね材」を使用した9件の取組を支援することにより、「あかね材」を使用することの意義についてのPRを行いました。

### (3) 信頼される県産材の供給の促進

品質が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、県内の製材工場や建築事業者等を対象にCLT研修会やJAS材・「三重の木」研修会を開催し、木材の新たな生産技術についての普及啓発や「三重の木」認証制度等のPRを行い、安心して使える県産材の供給を促進しました。

### (4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、木に触れながら木造住宅の魅力を知ることができるイベント等の14件の取組により、「三重の木」認証材等の良さを消費者に広くPRしました。

三重の木出荷量

年度	出荷量(m <sup>3</sup> )
平成19年度	8,416
平成20年度	8,740
平成21年度	8,668
平成22年度	9,154
平成23年度	9,802
平成24年度	12,596
平成25年度	17,154
平成26年度	17,923

### (5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけています。

## Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、三重県県産材利用推進本部を設置し、公共建築物等の木造・木質化について取組を強化するとともに、昨年度に引き続き市町による公共建築物等木材利用方針の策定を働きかけた結果、新たに1市町において方針が策定され、平成27年3月末時点において28市町で方針が策定されました。

公共建築物等木材利用方針の策定済み市町  
(平成27年3月末現在)

#### 市町

いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町

また、県産材を使用した木造公共施設等を掲載した「県産材利用施設事例集」を作成し、市町や私立学校などに配布して利用を働きかけました。

この結果、杉の子特別支援学校石薬師分校（鈴鹿市）や五郷警察官駐在所（熊野市）など県が整備する施設において340m<sup>3</sup>、宮川メディカルセンター（大台町）や湯ノ口温泉施設（熊野市）など市町等が整備する施設において2,351m<sup>3</sup>の県産材が利用されました。



木造公共施設  
(大台町メディカルセンター)



木造公共施設  
(大台町メディカルセンター)



木造公共施設（湯ノ口温泉：熊野市）

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で1,372m<sup>3</sup>の間伐材を使用しました。



公共工事等の利用事例 床固工(松阪市)



公共工事等の利用事例 土留工（尾鷲市）

### (6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成24年7月に始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用した、県内初の木質バイオマス発電所(未利用間伐材使用量：57,000 t/年、発電出力5,800kw)が稼働を始めています。

県は、この木質バイオマス発電所に対し、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し15億円の無利子融資を行いました。

また、各地域の木質バイオマス推進員の活動支援のほか、木質チップ原料を供給する事業者の高性能林業機械の導入や新たな雇用等に支援するほか、原木運搬に支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。

さらに、発電事業に関係する森林・林業・木材関係者27団体からなる「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」に参画し、原木の増産と安定供給体制づくりを進めました。

### (7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

木造住宅の建築においては、工期の短縮や高気密・高断熱化、プレカット用接合金物の使用など、建築の仕様が大きく変化してきたことに伴い、特に柱や梁等の構造用材に対しては、割れや寸法変化の少ない乾燥材が求められています。

#### 【平成26年度の取組】

品質の確かな乾燥材を効率的に生産するため、蒸気式木材乾燥機に高周波発生装置を組み合わせた複合式乾燥機を使用し、スギ平角材の乾燥試験と曲げ強度試験を行いました。この結果、複合式乾燥機を使用することにより、表面割れ及び内部割れの発生を抑え、かつ短い乾燥期間で乾燥材生産を行えることが分かりました。

さらに、複合式乾燥によるスギ平角材の曲げ強度は、国土交通大臣が定める無等級材の基準強度を満たしていることを確認しました。

また、広葉樹材と比較して柔らかな針葉樹材の表面硬さを改善することで、圧縮に対して耐久性のあるフローリング材を開発するため、木材の圧密化処理を行いました。この結果、厚さ方向に約60%まで全層圧密したヒノキ材は、もとの材と比較して最大2.6倍の硬さを得ることが出来ました。しかし、表層の一部を圧密した場合には、あまり効果が得られませんでした。



圧密処理したヒノキ材の表面硬さ測定状況

### Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

#### 【数値目標の達成状況】

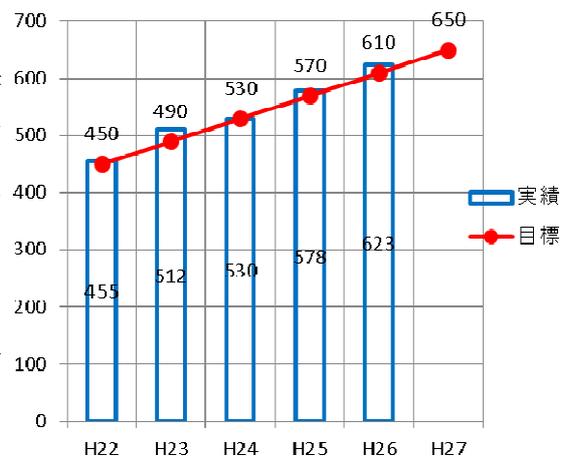
指標	実績	目標		
	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成37年度
森林文化・森林環境教育指導者数	623人	610人	650人	800人
同活動回数	1,903回	1,900回	2,000回	3,000回

※数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

#### 【平成26年度評価】

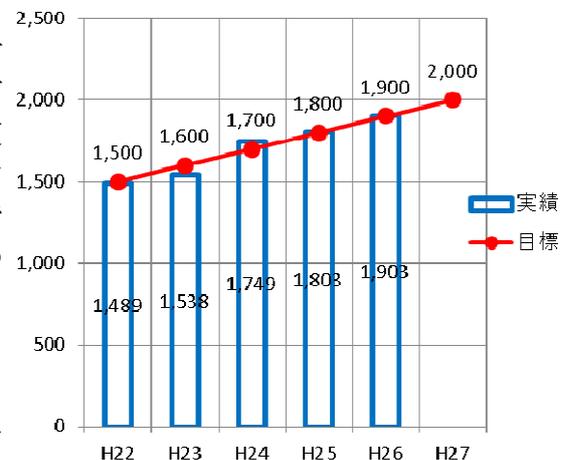
平成26年度は、森林環境教育指導者や森づくり活動者などを対象とした、レベルに応じた段階的な研修会の開催等を行った結果、森林文化・森林環境教育の指導者数は、623人となり、目標610人を上回りました。また、上野森林公園や三重県民の森での自然観察会の開催や、森づくり推進員を1名配置して、各種問い合わせに対応するとともに、学校における森林環境教育の実施を働きかけるなど、様々な取組を行った結果、森林環境教育の活動回数は1,903回となり、目標の1,900回を上回りました。

指標：指導者数



平成27年度は、みえ森と緑の県民税を活用し、森林環境教育の指導者や森づくり活動者の育成を行うほか、森づくり推進員による市町や学校、森林ボランティア団体等の活動支援を行います。このことにより、市町における森林環境教育の実施を促進し、小中学校で三重県の森林を学習する機会の増加や内容の充実を図るとともに、人やフィールドのネットワークの拡大につなげます。また、ワンストップ窓口・ハブ機能を有した「みえ森づくりサポートセンター」の平成28年4月開設に向けた準備を進めます。

指標：活動回数



### Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

#### 1 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

##### (1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

##### 【平成26年度の取組】

平成26年度は「みえの森と緑の県民税を」活用した、「三重の森林」をテーマとし、未就学児から高校生までを対象とした「みえの森フォトコンテスト」を実施したところ、108作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



中学・高校生の部 最優秀賞



幼児・小学生の部 最優秀賞

##### (2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

##### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、森林・林業をテーマとした映画「WOOD JOB! ～神去なあなあ日常～」の上映に合わせ、津市が津市美杉町内に「WOOD JOB! 神去なあなあ日常記念館」を開設しました。映画のPRに加え、地域の森林・林業の紹介も併せて行われ、12,000人を超える来場者が訪れました。



森林・木材利用促進フェア(津市)「WOOD JOB! 神去なあなあ日常記念館」開館式典風景



森林・木材利用促進フェア(津市)「撮影エピソードを語る矢口史靖監督と撮影に使用した巨木

### Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

#### (3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

##### 【平成26年度の取組】

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成26年度は、「みんなで自然を守る活動認証制度」及び「里地里山保全活動計画認定制度」における新たな認証、認定はありませんでしたが、これまでに認定された10団体に対し、保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

平成26年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は37団体となっています。

また、里山林の保全管理や資源利用する活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」では、30の活動団体により約64haの森林整備や竹林整備、106回の森林体験学習等が実施されました。

#### (4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・

古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

##### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ四日市市海蔵川堤防のソメイヨシノや伊勢市厚生小学校のケヤキなどについての樹勢診断と管理指導をはじめ15市町(25箇所)において、小学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。

## 2 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

### (1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

##### 【平成26年度の取組】

県政だよりや新聞などにより啓発を行うとともに、ホームページやフェイスブックページ「みんなで支える三重の森林づくり」により森林・自然、木に関する情報提供を行っています。また、年6回のニュースレター「みんなで支える森林づくりニュース」や、「みえの森メールマガジン」の発行を行いました。

【みんなで自然を守る認証団体・里地里山保全活動計画認定団体数の推移】

区分	H15~21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	計
認証数	5	2	0	0	0	0	7
認定数	32	3	0	1	1	0	37

### Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

#### (2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

#### 【平成26年度の取組】

三重県民の森及び上野森林公園では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、平成26年度は、三重県民の森で129回、上野森林公園で26回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。



野鳥の観察会（三重県民の森）



水性生物の観察（三重県民の森）



ネイチャークラフトづくり（上野森林公園）



里山づくり体験（三重県民の森）



どんぐり探し（上野森林公園）



リズム遊び（上野森林公園）

### Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

#### (3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

#### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、「森を育む人づくり推進事業」において、小学校5年生を対象とした森林環境教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を製作し、県内全ての小学校へ配布を行いました。また、学校における森林環境教育の取組をまとめた事例集の作成を行いました。

森林環境教育の指導者を育成する取組として、講座を25回開催し、また、県内の小学校における森林環境教育の活動支援を8校で行いました。



指導者育成講座（森林環境教育初心者研修）



指導者育成講座（森のせんせいリーダー養成講座）

区分	内容・実施校	
指導者育成講座	森林環境教育初心者講習	計10回 (知識編1回、技術編1回、実践編8回)
	森のせんせいスキルアップ研修	計1回
	森のせんせいリーダー養成講座	計14回
森林環境教育の活動支援 8校	森の風ようちえん(菟野町)	
	いなべ市立大安中学校(いなべ市)	
	津市立南立誠小学校(津市)	
	津市立明合小学校(津市)	
	松阪市立鶴小学校(松阪市)	
	明和町立下御糸小学校(明和町)	
	伊賀市立さくら保育園(伊賀市)	
	県立尾鷲高等学校(尾鷲市)	



森林環境教育の活動支援（津市立南立誠小学校）



森林環境教育の活動支援（松阪市立鶴小学校）

## IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

### 【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成26年度	目標		
		平成26年度	平成27年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	32,638人	29,000人	30,000人	40,000人

\* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

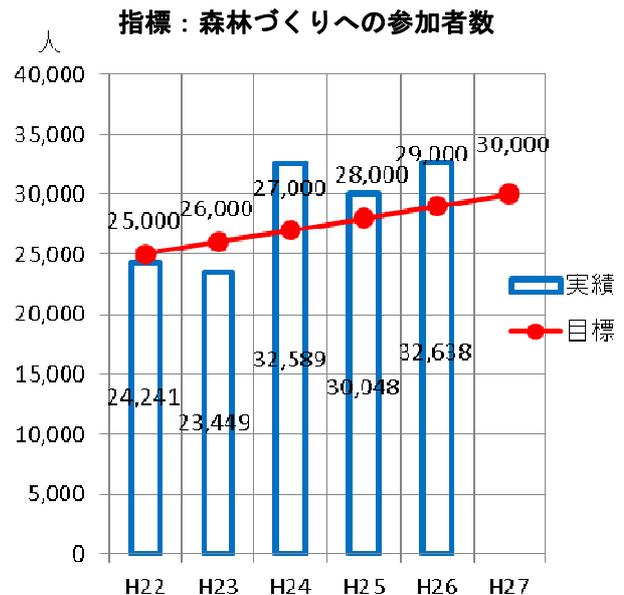
### 【平成26年度評価】

平成26年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会等の関係団体や企業等と連携して熊野市において県民参加の植樹祭を開催したほか、上野森林公園や三重県民の森での自然観察会等の開催、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進などに取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は**32,638人**となり目標の**29,000人**を上回りました。

「企業の森」においては、新たに5件の協定を締結して森林保全活動を進めるなど、「企業の森」は着実に増加していますが、企業が希望する活動地の確保が難しくなっています。

こうした取組をさらに進めていくため、ホームページやフェイスブック、「みんなで支える森林づくりニュース」等のさまざまなツールを活用しての情報発信や、イベント等での啓発活動を行う必要があります。

平成27年度は、引き続き県民参加の植樹祭を市町、関係団体等と連携して開催するとともに、森林づくりへの理解を深めるための魅力あるイベントの開催、森林づくりに取り組みたいと考える企業等への必要な情報提供や技術支援、森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。こうした取組に加え、みえ森と緑の県民税を活用して、県では森林づくりを支援するための体制整備を進め、市町では里山や集落周辺の森林整備などを進めてまいります。



## IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

### 1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

#### (1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、森林づくり活動に必要な研修の開催や情報の提供等を行います。

##### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、新たに5箇所ですべて「企業の森」協定が締結され、企業による森林整備を進めています。また、森林ボランティアを目指す人の森林作業についての基礎的な知識と技術の習得を図るため、森づくり活動初心者研修を開催しました。

さらに、森林整備の適正な技術の習得を目的とした、コンパス測量やチェーンソー作業安全衛生教育など、森づくりに必要なスキルアップ研修を開催しました。

#### (2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民などの幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりなどの計画づくりを進めています。

##### 【平成26年度の取組】

平成26年度は地域森林計画の樹立など、計画策定過程での県民の参画の事例はありませんでしたが、「みえ現場de県議会」において、林業関係者と一般公募の県民11名の方々から、未来へつなげるための森林づくりについての貴重な意見いただきました。

#### (3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

#### 「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、(株)損保ジャパン(津市)、ネットヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)	11.5
平成20年度	(株)百五銀行(津市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菟野町)、エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、城南建設(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菟野町)、東海ゴム工業(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、NTT西日本三重支店(津市)	51.6
平成23年度	(株)第三銀行(松阪市)、エレコム(株)(志摩市)	13.3
平成24年度	(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
平成26年度	味の素ゼネラルフーズ(株)(亀山市)、東洋ゴム工業(株)桑名工場(東員町)、(一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、(株)エイチワン(亀山市)、紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)	11.2
計	39箇所	174.0

## IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、公益社団法人 三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を行いました。また、公益財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、熊野市など県内10箇所に桜苗木を計1,065本配布しました。

### 2 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

#### (1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

### 【平成26年度の取組】

平成26年度は、10月4日（土）に三重県総合文化センター内フレンテみえ・知識の広場・祝祭広場（津市）で「みえ森林フェスタ2014津」（来場者：約3,300人）を開催し、多くの方に楽しみながら森林に対する理解や関心を高めてもらいました。

また、県内7地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の学校」を開催しました。



みえ森林フェスタ2014津でのスタードームづくり



森の学校（津市）での森林の話

#### もりづくり月間の取組

区分	開催場所	イベント内容等
みえ森林フェスタ2014津	三重県総合文化センター内フレンテみえ・知識の広場・祝祭広場（津市）	木工体験、自然観察会、講演会など
森の学校（四日市）	三重県民の森（菰野町）	森の散策と解説、ネイチャークラフト教室
森の学校（津）	津借楽公園（津市）	公園散策、ネイチャークラフト教室
森の学校（松阪）	松阪市森林公園（松阪市）	森の散策と解説、ネイチャークラフト教室
森の学校（伊勢）	横山ビクターセンター（志摩市）	森の散策と解説、ネイチャークラフト教室
森の学校（伊賀）	三重県上野森林公園（伊賀市）	森の散策、木製カスタンネットづくり
森の学校（尾鷲）	キャンプinn海山（紀北町）	森の散策と解説、尾鷲ヒノキとヨモギを使った草木染め
森の学校（熊野）	県立熊野少年自然の家（熊野市）	森のネイチャーゲーム、竹を使ったウグイス笛づくり

## IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進



森の学校（松阪市）でのネイチャークラフト教室



森の学校（伊賀市）での木製カスタネットづくり



森の学校（熊野市）での森林の話

# V 主な施策と予算

## V 主な施策と予算

【基本方針】 【基本施策】

【平成26年度に講じた主な取組と当初予算額】

森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	県単森林環境創造事業費 ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	130,766 千円
		環境林整備治山事業費 ・環境林で国補対象外の機能の低下した保安林の整備の推進	18,345 千円
		造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	363,261 千円
		森林経営計画作成推進事業費 ・林業事業体等による森林経営計画作成に必要な地域活動の促進	19,776 千円
		優良種苗確保事業費 ・森林整備の基礎資材となる優良種苗の安定的な確保の推進	29,023 千円
		県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	45,784 千円
		治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	2,109,491 千円
		県単治山事業費 ・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進	1,258,656 千円
	森林の区分に応じた森林管理の推進	地域森林計画編成事業費 ・地域の特性に応じた森林施策の推進目標や森林管理指針の整備	11,407 千円
	林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	森林整備加速化・林業再生基金事業費 ・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進
林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進			656,711 千円
林業・木材産業構造改革事業費 ・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施			10,779 千円
がんばる三重の林業創出事業費 ・集約化や木材流通の改善等による安定供給体制整備の促進			26,897 千円
担い手の育成及び確保		林業担い手育成確保対策事業費 ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	5,218 千円
		森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	130,311 千円
		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施策に関する指導の実施	6,178 千円
県産材の利用の促進		「もっと県産材を使おう」推進事業費 ・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進	11,086 千円
		木質バイオマスエネルギー利用促進事業費 ・未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーに有効活用するための体制を構築	8,471 千円

## V 主な施策と予算

森林文化及び 森林環境教育の振興	森林文化の振興	森を育む人づくりサポート体制整備事業 ・学校や地域で実施する森林環境教育や森づくり活動をサポート	10,812 千円
	森林環境教育の振興		
森林づくりへの 県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	みんなで作る三重の森林事業 ・森づくりに関する情報提供やマッチングなどを行い、さまざまな主体の森林整備や緑化活動への参加を促進	3,967 千円
	森林づくりの意識の啓発	みえ森と緑の県民税基金積立金事業 ・平成26年度の「みえ森と緑の県民税」の税収を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立て、税事業の用途を明確化	797,000 千円
		みえ森と緑の県民税市町交付金事業 ・市町が地域の実情に応じて森林づくりの施策を展開	268,600 千円
		みえ森と緑の県民税制度運当事業 ・みえ森と緑の県民税導入に伴う県民への普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営、基金事業の実績等の管理等	58,142 千円

# 参考資料1

# I 三重の森林づくり条例

平成17年10月21日  
三重県条例第83号

## 三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること(以下「三重のもりづくり」と

いう。)について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等:森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用:育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材:三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

### (多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

### (林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

### (森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

### (県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

### (県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

### (森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

### (森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに

かんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体(緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。)等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

### (財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1

日から施行する。

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例(平成17年三重県条例第六十七号)の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

### 第1 基本計画策定の考え方

#### 1 基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めていますが、これは、「協創」の考え方と合致す

るものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」(以下「基本計画2012」といいます。)を策定します。

#### 2 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

### 第2 基本方針

#### 1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

#### 2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

##### 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止

## Ⅱ 三重の森林づくり条例基本計画2012

等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	7,249ha	84,000ha	140,000ha

### 【数値目標】

\* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

\* 現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

### 【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

### 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
県産材 (スギ・ヒノキ) 素材生産量	239千m <sup>3</sup>	402千m <sup>3</sup>	498千m <sup>3</sup>

### 【数値目標】

\* 数値は、木材需給報告書等から県が調

査したデータです。

### 【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

### 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林文化・森林 環境教育 指導者数及び 活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

### 【数値目標】

\* 数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

\* 現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

### 【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

### 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

#### 【数値目標】

\*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

\*現状値は、県及び(公社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

#### 【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

### 第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

#### 【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

##### 1-（1）森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

##### 1-（2）森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めま

す。

#### 【基本方針2 林業の持続的発展】

##### 2-（1）林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

##### 2-（2）担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

##### 2-（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

#### 【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

##### 3-（1）森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

##### 3-（2）森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

#### 【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

##### 4-（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

### 4- (2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

## 第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

### 1 森林の整備及び保全【基本施策1- (1)】

#### (1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

#### (2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

#### (3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

#### (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正

化を図ります。

### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

### (6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

### (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

### 2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1- (2)】

#### (1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

#### (2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

### (3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

### 3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

#### (1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

#### (2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

#### (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

#### (4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

#### (5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

### 4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

#### (1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

#### (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

#### (3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

### 5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】

#### (1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、

大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

### (2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

### (3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

### (4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

### (5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

### (6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

### (7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

## 6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】

### (1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

### (2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

### (3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

### (4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

## 7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】

### (1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

### (2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

### (3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

## 8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4-（1）】

### (1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

### (2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

### (3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

## 9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4-（2）】

### (1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

## 第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

### 1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

### 2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

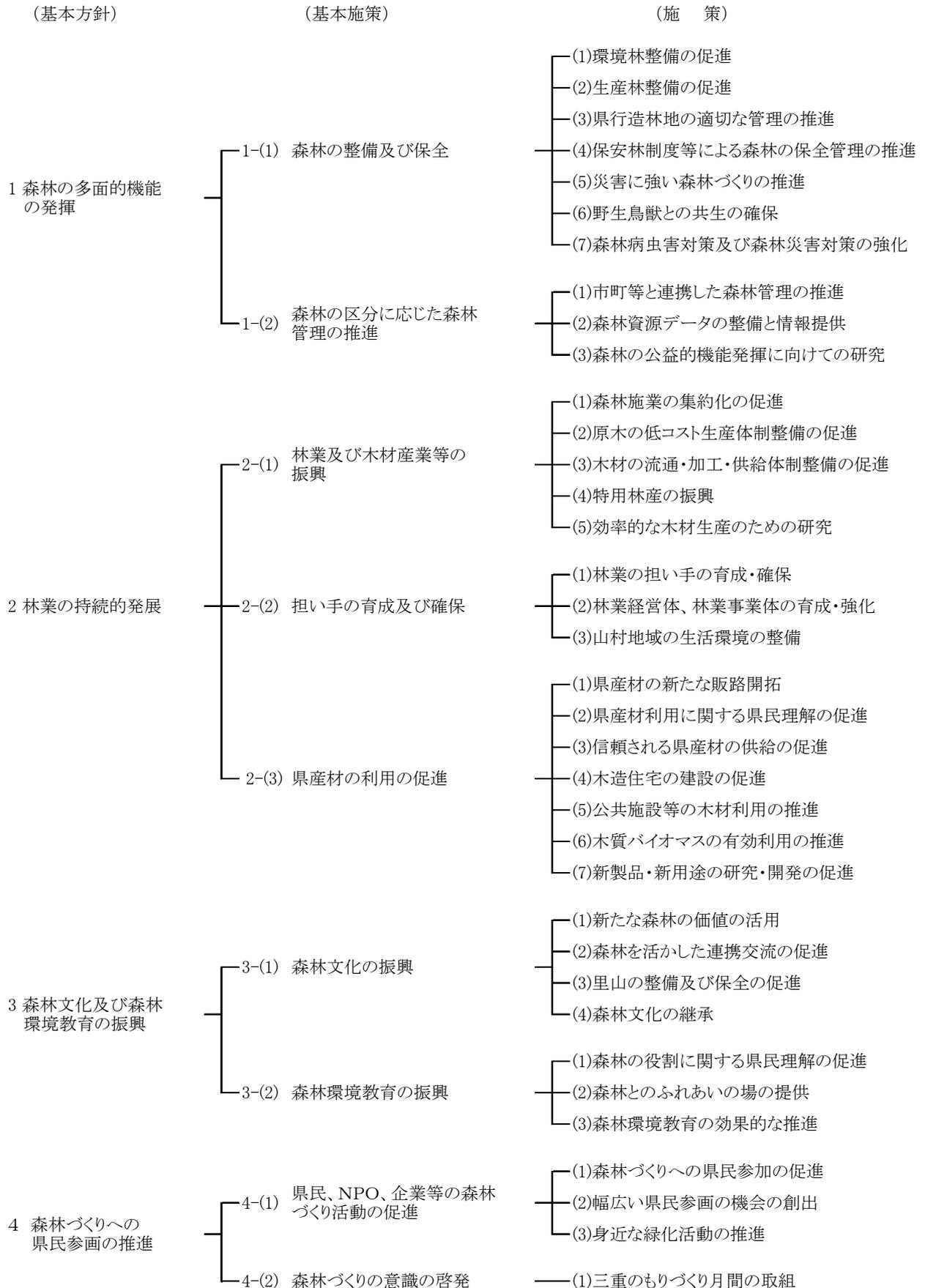
また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

### 3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

# Ⅲ 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系



### ア 行

#### NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

#### あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

### カ 行

#### カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

#### 架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

#### 環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林。

#### 環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの(廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など)があり、自然的に発生するもの(気象、地震、火山など)も環境負荷を与える一因である。

#### 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間

伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

・搬出間伐:間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

・伐捨間伐:間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

#### 企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

#### 県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

#### 高性能林業機械

従来のチェンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

#### 【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ:樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッダ : 伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ:伐採木の枝払い、玉切り(材を一定の長さに切りそろえること)と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ:伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワード:玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ:架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能

な集材車。

スイングヤーダ:建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

## サ行

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

### 作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

### 里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

### GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

### 持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

### 下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌

木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。

### 市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

### 主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

### 循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。

一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

### 針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

### 人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

### 森林インストラクター

一般社団法人 全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

### 森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

### 森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

### 森林経営計画制度

平成23年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

### 森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

### 森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

### 森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

### 森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

### 森林施業の集約化

林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

### 森林ゾーニング

森林を機能などに応じて区分すること。  
三重県型森林ゾーニング:森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

### 森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

### 森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林が持つ機能。

### 森林の団地化

森林の施業を一体的に行うことを目的に、複数の森林所有者の森林をまとめること。

### 森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

### 森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

### 森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

### 森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

### 森林・林業再生プラン

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21(2009)年12月に策定。

### 生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

### 生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

### 施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

### 全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

### 造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること(植栽)。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

### 造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの。

### 素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

### 地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

### 地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

## 夕行

### 治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

### 天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

### 特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

## ハ行

### フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

### 保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

### 保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

### 本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

## マ 行

### 「三重の木」認証制度

木材が県産材(三重県内で育成された木材)であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

### 緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

### 緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人

間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

### 木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

## ラ 行

### 林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

### 林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

### 林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

### 林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

### 齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

### 路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区別される。